

## 桂楓閣（作法室）使用規程

### （設置目的）

第1条 本校は、生徒の文化的教養を深め、以て芸術文化活動の推進を図り、相互に和敬、礼節の精神を学ぶことを目的として桂楓閣を設置する。

### （管理）

第2条 桂楓閣は、松戸市立松戸高等学校が管理する。

### （管理責任者）

第3条 桂楓閣を管理するため、校長が指名する管理責任者を置く。

2. 管理責任者は、当該年度の茶道部顧問のうちの1名とする。

### （使用の承認）

第4条 桂楓閣の使用を希望する者は、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。

2. 前項の承認には、管理上必要な条件を付することができる。

### （申請の手続き）

第5条 第4条の規程により桂楓閣の使用を希望する者は、学校施設使用申請書により、校長に申請しなければならない。

2. 校長は前項の申請に必要な書類を添付させることができる。

3. 校長は第1項の申請を承認したときは、学校施設使用許可書を当該申請者に交付する。

4. 校長は定期的に反復継続して使用を希望する者で、これを承認した時は、1回の申請により当該年度を使用させることができる。

### （使用の範囲）

第6条 桂楓閣を使用できる者及び活動の範囲は次のとおりとする。

① 茶道部・華道部の活動及びその他の生徒会活動。

② ホームルーム活動。

③ その他、これらに準ずる者で第1条に定める設置目的に照らして校長が判断し承認したもの。

### （使用心得）

第7条 桂楓閣を使用する者は庭園及び屋内に於いては静寂を保ち、次の各項に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 所定の場所以外に於いて火気を使用しないこと。
- ② 建物その他物件を棄損または汚損しないこと。もし、棄損または汚損した場合は、ただちに管理責任者に届け出ること。なおその際は、不可抗力による以外個人または団体が弁償することとする。
- ③ 他人に迷惑を及ぼす行動をしないこと。
- ④ 備品等無断で移動しないこと。
- ⑤ 宿泊しないこと。
- ⑥ 使用後は清掃、点検を入念に行い、施錠の上、鍵を管理責任者のもとに返すこと。
- ⑦ 許可された活動時間以外は濫りに出入りしないこと。また、私物等の放置は厳に慎むこと。
- ⑧ その他管理責任者の指示に従うこと。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、桂楓閣の管理に関して必要な事項は、校長が別に定める。